

# 調停センター利用申込にあたって

(ADR法第14条に基づく説明書)

【調停の進行について】

山梨県司法書士会調停センター

1

利用希望者（申込人）による、調停手続きの利用の申し出

2

センター長による事件管理者の選任

3

申込人へのADR法14条に基づく説明（本書面による説明）

4

当センターへの調停申込書の提出※運転免許証、パスポートその他本人確認ができる資料が必要です。

5

センター長による受理または不受理の決定

6

受理 → 受理書の送付

不受理 → 調停申込書等の返還

7

事件管理者から相手方に対し、調停の申込があったことの通知

8

事件管理者による相手方の応諾確認

9

応諾 → 相手方へのADR法14条に基づく説明

応諾拒否または出席意思不表明 → 事件終了

10

手続実施者（調停人）の選任（センター長が選任）

11

事件管理者による期日の説明と日程調整

12

第1回期日（調停開始）

13

続行となる場合の説明・確認事項

14

第2回期日（以降、調停が継続する場合は⑬と同様）

15

和解成立

当事者による終了  
申込人が取り下げ  
相手方が離脱

調停人による終了

合意書の作成

特定和解にかかる執行合意がある場合は執行合意事項とその証明書含みます